

ストライキ等争議行為を含む労働運動の活性化を支持する総会決議

本年、そごう・西武労働組合が、西武池袋百貨店の売却に関して、61年ぶりとなるストライキを行った。このほかにも、アマゾン配達員労働組合長崎支部によるスト、アテネフランセにおけるストなど、労働者が自らの要求を実現させるため、争議行為を行う例が増えてきている。

また、海外においても、全米自動車組合（UAW）による自動車大手企業3社に対する同時ストライキを経た労働協約締結、全米脚本家組合（WGA）によるストライキで映画やテレビ番組作成を止めたこと、俳優組合（SAG-AFTRA）によるストライキによって俳優が来日しなかったことや、アマゾンに対するストライキ、公共部門の労働者による広範なストライキ、フランスにおける iPhone 発売日におけるストライキなどが多数報道されている。これらのストの目的は賃上げ、創作における AI 利用の制限、自社の気候変動問題に対する抗議など、様々である。

ストライキ等の争議行為は、交渉力において劣位に置かれることが多い労働者が労務の不提供等によって使用者に圧力をかけ、交渉力を上昇させて労働者の要求を実現しようとするものであり、憲法上も労組法上も認められている労働者・労働組合の権利である。言うまでもなく、ストライキ等の争議行為は、労働組合の持つ極めて重要な戦略的手段である。今日、グローバル企業が巨大化し、労働者と使用者の交渉力の差が一層顕著になる一方で、AI の利用や入り組んだ資本関係等による複数の法人格の濫用によって労使関係が複雑化するなかで、労働者が使用者の事業を停止させることによって圧力をかけ、労働者が最も重要なステークホルダーの一つであることを示すことができるストライキは、その重要性を増している。

ところが、日本においては、ピーク時には年間1万件に迫っていた争議行為件数は、近年では100件未満にまで減少し、争議行為による労働損失日数が極めて少ないというデータもあるし（2022年には争議行為65件に対し労働損失日数1789日など）、公務員に至ってはストライキ権が法律で禁止されている。その上、スト権確立すら敬遠される場合すらあり、そのことをこと強調され、労働組合の団結が阻害される事例もある。世界的に多数のストライキが行われている現状の中で、「加入するメリットが見出せないから」との理由で企業内労組にすら加入しない労働者が相当数存在する（厚生労働省「令和元年労使コミュニケーション調査」）日本社会の状況において、労働組合がストライキを現実的かつ有力な選択肢として持つことができることにより、労働運動がより活性化することが期待されている。

当弁護団は、労働者の基本的人権として認められているストライキ等の争議行為について日本の社会が広くこれを受容し、労働者・労働組合が自らの要求を実現するための当然の選択肢としてストライキを含む争議行為を検討し実行できるよう、取組みを一層進めていく。そのために、機関紙や交流会・研究会を通じ争議行為に関する実践経験の交流や理論的探究などを行う。特に、争議行為の準備段階や実施中の労働組合への法律的な助言や使用者からのストライキに対する攻撃を防衛するための助言、代理人としての活動の展開は、当弁護団の独自の任務であり、当弁護団の会員による実践経験の継承に努める。また、労働組合に保障されたストライキ等の争議行為の意義について、ワークルール教育をはじめとした情報の発信を行うほか、機関紙等を通じた争議行為に関する理論的探究などを行う。加えて、公務員のスト権を回復するための立法提言を行っていく。

これらの取組みを通じて、すべての労働者・労働組合と連帯して、運動面・理論面・実践面においてストライキ等の争議行為を支援することを決意し、ここに決議する。